（登録の取消し）

第十条　経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の登録を取り消すことができる。

一　第六条第一号又は第二号に該当するとき。

二　第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三・四　（略）

2　（略）

（公表）

第十一条　経済産業大臣は、第四条の登録をしたとき、又は登録法人から第八条第一項の規定による変更の届出（第五条第一項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　登録法人の名称、住所及びその代表者の氏名

二　第四条の登録をした年月日又は変更の生じた年月日

2　経済産業大臣は、前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一　（略）

二　第四条の登録をした年月日

三　第四条の登録を取り消した年月日

3　（略）

附　則

この告示は、令和八年六月一日から適用する。

○経済産業省告示第六十二号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省令第四号）第十三条第二項第四号ただし書及び第九号、第十五条第一項第十三号及び第二項第二号並びに第六十七条第二十号の規定に基づき、並びに外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）を実施するため、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等を次のように定める。

令和八年五月八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　松本　洋平

（登録の取消し）

第十条　経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一　第六条第一号又は第二号に該当するに至ったとき。

二　第八条第一項の規定に違反したとき。

三・四　（略）

2　（略）

（公表）

第十一条　経済産業大臣は、第四条の登録をしたとき又は登録法人から第八条第一項の規定による変更の届出（第五条第一項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、登録法人に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一　名称、住所及びその代表者の氏名

二　登録をした年月日又は登録法人が変更をした年月日

2　経済産業大臣は、前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一　（略）

二　登録をした年月日

三　登録を取り消した年月日

3　（略）

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等

（分野別協議会の加入に代わる措置）

第一条　工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第四号ただし書の告示で定める分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）への加入に代わる措置は、次条の登録を受けた法人の構成員となることとする。

（育成就労外国人受入事業実施法人の登録）

第二条　製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。

一　育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用（以下「育成就労外国人受入事業」という。）を行うこと。

二　第十二条各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の公私の機関が組織する団体を構成員とすること。

三　製造業分野に係る分野別協議会の構成員となり、当該分野別協議会に対し、必要な協力を行うこと。

（登録の申請）

第三条　前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　名称、住所及びその代表者の氏名

二　育成就労外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項

2　前項の申請書には、登録申請者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

（登録の拒否）

第四条　経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの

イ　第八条第一項の規定による登録の取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消しを受けた法人の役員であった者であって、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ロ　第二条の登録の申請の日前五年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

二　育成就労外国人受入事業を的確に遂行するために必要な体制が整備されていない者

三　第八条第一項の規定による登録の取消しを受けた者であって、当該取消しの日から起算して五年を経過していないもの

（登録に関する通知）

第五条　経済産業大臣は、第三条第一項の申請書の提出を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を遅滞なく登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第六条　第二条の登録を受けた者（以下「登録法人」という。）は、第三条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その変更の生じた年月日を記載して、その旨を遅滞なく経済産業大臣に届け出なければならない。

2　第三条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。